

## 審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

- ② 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

今回は該当なし

### 3. 施行日

令和6年8月1日

新	旧																																
<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>	<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>																																
目次(略)	目次(略)																																
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>																																
1-1~1-2(略)	1-1~1-2(略)																																
<b>1-3 用語の定義</b>	<b>1-3 用語の定義</b>																																
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。	この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">よ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	よ	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">よ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>四灯式</u></td> <td><u>同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	よ	(略)	(略)	<u>四灯式</u>	<u>同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																															
(略)	(略)	(略)																															
よ	(略)	(略)																															
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																															
	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
分類	用語	内容																															
(略)	(略)	(略)																															
よ	(略)	(略)																															
	<u>四灯式</u>	<u>同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。</u>																															
	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
1-3-1(略)	1-3-1(略)																																
1-4~1-6(略)	1-4~1-6(略)																																
<b>第2章~第6章(略)</b>	<b>第2章~第6章(略)</b>																																
<b>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b>	<b>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b>																																
7-1~7-64(略)	7-1~7-64(略)																																
<b>7-65 走行用前照灯</b>	<b>7-65 走行用前照灯</b>																																
<b>7-65-1 装備要件</b>	<b>7-65-1 装備要件</b>																																
自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等がUN R149-01-S1の4.及び5.3.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。	自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等がUN R149-01-S1の4.及び5.3.又はUN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。)の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。																																
<u>なお、当分の間、「UN R149-01-S1の4.及び5.3.」とあるのは「UN R123-02又はUN R123-01-S9の6.3.及び7.」と読み替えることができる。</u>																																	
(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係)	(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係)																																
7-65-2(略)	7-65-2(略)																																
<b>7-65-3 取付要件(視認等による審査)</b>	<b>7-65-3 取付要件(視認等による審査)</b>																																
(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未	(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未																																

新	旧
<p>満の自動車に備える<u>光度 10,000cd 未満</u>の走行用前照灯にあっては①及び⑭、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える<u>光度 10,000cd 以上</u>の走行用前照灯にあっては①、④、⑥から⑫まで) に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>⑫ 走行用前照灯は、7-65-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑬～⑭ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) <u>(④を除く。)</u> の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-65-4 (略)</b></p> <p><b>7-65-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-65-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光源 25W 超</u>の走行用前照灯は、<u>次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>② <u>走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 <u>(1)</u> の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-65-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b></p>	<p>満の自動車に備える走行用前照灯<u>であってその光度が 10,000cd 未満のもの</u>にあっては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯<u>であってその光度が 10,000cd 以上のもの</u>にあっては①、⑤から⑪まで<u>及び 9-8 (1) (2)</u> に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>⑪ 走行用前照灯は、7-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑫～⑬ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-65-4 (略)</b></p> <p><b>7-65-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-65-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7-65-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車</u>の走行用前照灯は、<u>7-65-5-1 (2) の規定によるほか、7-65-5-2 (1) (②)に限る。</u>の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-65-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b></p>

新	旧
<p>昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-65-6-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-6-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>② <u>走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 <u>(1)</u> の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-65-6-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-6-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7-65-6-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-6-1 (2) の規定によるほか、7-65-6-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p>
<p><b>7-65-6-3</b> (略)</p> <p><b>7-65-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-7-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-7-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>② <u>走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 <u>(1)</u> の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p>	<p><b>7-65-6-3</b> (略)</p> <p><b>7-65-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-7-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-7-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7-65-7-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-7-1 (2) の規定によるほか、7-65-7-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p>
<p><b>7-65-7-3</b> (略)</p> <p><b>7-65-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-8-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-8-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>② <u>走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわ</u></p>	<p><b>7-65-7-3</b> (略)</p> <p><b>7-65-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-8-1</b> (略)</p> <p><b>7-65-8-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7-65-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-8-1 (2) の規定によるほか、7-65-8-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。</u></p>

新	旧
<p><u>ない構造であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 <u>(1)</u> の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-65-8-3 (略)</b> <b>7-65-9 (略)</b> <b>7-65-10 従前規定の適用⑥</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-65-10-1～7-65-10-2 (略)</b> <b>7-65-10-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える <u>光度 10,000cd 未満</u>の走行用前照灯にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える <u>光度 10,000cd 以上</u>の走行用前照灯にあっては①、<u>②、③から⑨まで</u>) に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① (略) <u>② 7-65-3 (1) ④に同じ。</u> <u>③ 7-65-3 (1) ⑥ (略) ～⑩ 7-65-3 (1) ⑬ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-65-11 従前規定の適用⑦</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-65-11-1 装備要件</b> 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S5 の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。 <u>なお、当分の間、「UN R149-00-S5 の 4. 及び 5. 3. 」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. 」と読み替えることができる。</u> (保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係)</p> <p><b>7-65-11-2～7-65-11-3 (略)</b></p> <p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b> <b>7-66-1 (略)</b></p>	<p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-65-8-3 (略)</b> <b>7-65-9 (略)</b> <b>7-65-10 従前規定の適用⑥</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-65-10-1～7-65-10-2 (略)</b> <b>7-65-10-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯 <u>であってその光度が 10,000cd 未満のもの</u>にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯 <u>であってその光度が 10,000cd 以上のもの</u>にあっては①、<u>②から⑧まで及び 9-8 (1) ②</u>) に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① (略) <u>(新設)</u> <u>② 7-65-3 (1) ⑤ (略) ～⑨ 7-65-3 (1) ⑫ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-65-11 従前規定の適用⑦</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-65-11-1 装備要件</b> 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S4 の 4. 及び 5. 3. <u>又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)</u> の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係)</p> <p><b>7-65-11-2～7-65-11-3 (略)</b></p> <p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b> <b>7-66-1 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>7-66-2 性能要件（視認等による審査）</b>  すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。  この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>⑥（略）</p> <p><b>7-66-3 取付要件（視認等による審査）</b>  (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係）  この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑭（略）</p> <p>⑮ すれ違い用前照灯は、7-66-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。  この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p><b>7-66-4</b>（略）</p> <p><b>7-66-5 従前規定の適用①</b>  昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第3項第1号関係）</p> <p><b>7-66-5-1</b>（略）</p> <p><b>7-66-5-2 性能要件</b>  (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。  この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2)（略）</p>	<p><b>7-66-2 性能要件（視認等による審査）</b>  すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。  この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインの<u>すべて</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑥（略）</p> <p><b>7-66-3 取付要件（視認等による審査）</b>  (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係）  この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑭（略）</p> <p>⑮ すれ違い用前照灯は、7-66-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。  この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p><b>7-66-4</b>（略）</p> <p><b>7-66-5 従前規定の適用①</b>  昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第3項第1号関係）</p> <p><b>7-66-5-1</b>（略）</p> <p><b>7-66-5-2 性能要件</b>  (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。  この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインの<u>すべて</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(2)（略）</p>

新	旧
<p>(3) 次に掲げるものは、(1)、(2) <u>及び9-8 (1)</u> の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-6 従前規定の適用②</b> 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第3号関係)</p> <p><b>7-66-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-6-2 性能要件</b> (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと<u>する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)、(2) <u>及び9-8 (1)</u> の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-7 従前規定の適用③</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第1号及び第3項第4号関係)</p> <p><b>7-66-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-7-2 性能要件</b> (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと<u>する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)、(2) <u>及び9-8 (1)</u> の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-7-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-8 従前規定の適用④</b> 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p><b>7-66-8-1 (略)</b></p>	<p>(3) 次に掲げるものは、(1) <u>及び</u> (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-6 従前規定の適用②</b> 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第3号関係)</p> <p><b>7-66-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-6-2 性能要件</b> (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯 <u>試験機にて配光を確認した結果</u>、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインの <u>すべて</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと <u>みなす。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) <u>及び</u> (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-7 従前規定の適用③</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第1号及び第3項第4号関係)</p> <p><b>7-66-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-7-2 性能要件</b> (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯 <u>試験機にて配光を確認した結果</u>、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインの <u>すべて</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと <u>みなす。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) <u>及び</u> (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p><b>7-66-7-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-8 従前規定の適用④</b> 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p><b>7-66-8-1 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>7-66-8-2 性能要件</b></p> <p>(1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)、(2) <u>及び9-8 (1)</u> の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-66-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p><b>7-66-9-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-9-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)、<u>(2)</u> 及び <u>9-8 (1)</u> の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-66-9-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-10～7-66-13 (略)</b></p> <p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1～7-67-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S4の5。(5.17.を除く)及び6。並びに次の基準に適合するように取付けられなければ</p>	<p><b>7-66-8-2 性能要件</b></p> <p>(1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯 <u>試験機にて配光を確認した結果</u>、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方 <u>の</u> カットオフラインの <u>すべて</u> が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと <u>みなす</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) <u>及び</u> (2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-66-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p><b>7-66-9-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-9-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯 <u>試験機にて配光を確認した結果</u>、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方 <u>の</u> カットオフラインの <u>すべて</u> が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものと <u>みなす</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び <u>9-9</u> の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-66-9-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-10～7-66-13 (略)</b></p> <p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1～7-67-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S4の5。(5.17.を除く)及び6。並びに次の基準に適合するように取付けられなければ</p>

新	旧
<p>ならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ⑤に規定する補助灯火ユニット (二輪自動車に備えるものを除く。)は、いずれも、地上から 250mm 以上 (図中の F による。)、1,200mm 以下 (図中の G による。)の位置に配置されていること。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑨ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>⑬ 配光可変型前照灯は、7-67-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-4～7-67-6 (略)</b></p> <p><b>7-67-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車 (昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-67-7-1～7-67-7-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-7-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 7-67-9-3 (1) <u>(⑱を除く。)</u> に同じ。 (2) (略)</p> <p><b>7-67-8 従前規定の適用④</b> 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-67-8-1～7-67-8-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-8-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p>	<p>ならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>① <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</u></p> <p>② <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニット (二輪自動車に備えるものを除く。)は、いずれも、地上から 250mm 以上 (図中の F による。)、1,200mm 以下 (図中の G による。)の位置に配置されていること。</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑪ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑬～⑭ (略)</p> <p>⑮ 配光可変型前照灯は、7-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑯～⑳ (略)</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-4～7-67-6 (略)</b></p> <p><b>7-67-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車 (昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-67-7-1～7-67-7-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-7-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 7-67-9-3 (1) <u>(⑱を除く。)</u> に同じ。 (2) (略)</p> <p><b>7-67-8 従前規定の適用④</b> 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-67-8-1～7-67-8-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-8-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p>

新	旧
<p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>① 7-67-3 (1) ① (略) ～⑯ 7-67-3 (1) ⑯ (略) ⑰ (略) (図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-9 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-67-9-1～7-67-9-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-9-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>① 7-67-3 (1) ① (略) ～⑰ 7-67-3 (1) ⑰ (略) (図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-68～7-115 (略)</b></p> <p><b>7-116 緊急自動車</b> <b>7-116-1 装備要件</b> (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-12</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。 (保安基準第 49 条第 1 項関係) (2) (略)</p> <p><b>7-116-2～7-116-4 (略)</b></p> <p><b>7-116-5 従前規定の適用①</b> 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの</p>	<p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>① <u>7-67-3 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-67-3 (1) ②に同じ。</u> ③ 7-67-3 (1) ③ (略) ～⑱ 7-67-3 (1) ⑱ (略) ⑲ (略) (図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-9 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-67-9-1～7-67-9-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-9-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>① <u>7-67-3 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-67-3 (1) ②に同じ。</u> ③ 7-67-3 (1) ③ (略) ～⑲ 7-67-3 (1) ⑲ (略) (図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-68～7-115 (略)</b></p> <p><b>7-116 緊急自動車</b> <b>7-116-1 装備要件</b> (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-14</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。 (保安基準第 49 条第 1 項関係) (2) (略)</p> <p><b>7-116-2～7-116-4 (略)</b></p> <p><b>7-116-5 従前規定の適用①</b> 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの</p>

新	旧
であればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係)	であればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係)
<b>7-116-5-1 装備要件</b>	<b>7-116-5-1 装備要件</b>
(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-12</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。	(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-14</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。
(2) (略)	(2) (略)
<b>7-116-5-2</b> (略)	<b>7-116-5-2</b> (略)
<b>7-117~7-125</b> (略)	<b>7-117~7-125</b> (略)
<b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b>	<b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b>
<b>8-1~8-64</b> (略)	<b>8-1~8-64</b> (略)
<b>8-65 走行用前照灯</b>	<b>8-65 走行用前照灯</b>
<b>8-65-1 装備要件</b>	<b>8-65-1 装備要件</b>
自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。	自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. <u>又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)</u> の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。
<u>なお、当分の間、「UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. 」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. 」と読み替えることができる。</u>	
(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)	(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)
<b>8-65-2</b> (略)	<b>8-65-2</b> (略)
<b>8-65-3 取付要件 (視認等による審査)</b>	<b>8-65-3 取付要件 (視認等による審査)</b>
(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える <u>光度 10,000cd 未満</u> の走行用前照灯にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える <u>光度 10,000cd 以上</u> の走行用前照灯にあっては①、④、⑥から⑫まで) に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係)	(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯 <u>であってその光度が 10,000cd 未満のもの</u> にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯 <u>であってその光度が 10,000cd 以上のもの</u> にあっては①、⑤から⑪まで <u>及び 9-8 (1) ②</u> ) に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係)
この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第 3 項関係)	この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第 3 項関係)
①~③ (略)	①~③ (略)
<u>④ 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u>	<u>(新設)</u>
⑤~⑧ (略)	④~⑦ (略)
⑨ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。	⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。

新	旧
<p>ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>⑫ 走行用前照灯は、8-65-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) <u>(④を除く。)</u> の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 4 項関係)</p> <p><b>8-65-4 (略)</b></p> <p><b>8-66 すれ違い用前照灯</b></p> <p><b>8-66-1 (略)</b></p> <p><b>8-66-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの<u>全て</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p><b>8-66-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第 7 項関係)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ すれ違い用前照灯は、8-66-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-66-4 (略)</b></p>	<p>ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>⑪ 走行用前照灯は、8-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 4 項関係)</p> <p><b>8-65-4 (略)</b></p> <p><b>8-66 すれ違い用前照灯</b></p> <p><b>8-66-1 (略)</b></p> <p><b>8-66-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインの<u>すべて</u>が、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑥ (略)</p> <p><b>8-66-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第 7 項関係)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ すれ違い用前照灯は、8-66-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-66-4 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>8-67 配光可変型前照灯</b>  <b>8-67-1～8-67-2</b> (略)  <b>8-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b>  (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)  <u>(削除)</u>    <u>(削除)</u>    ①～⑥ (略)  ⑦ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。  ただし、⑥ただし書に該当する場合は、この限りでない。  ⑧～⑨ (略)  ⑩ 配光可変型前照灯は、8-67-2 <u>及び 9-8 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。  この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。  ⑪～⑫ (略)  (図) (略)  (2) (略)  <b>8-67-4</b> (略)  <b>8-68～8-115</b> (略)    <b>8-116 緊急自動車</b>  <b>8-116-1 装備要件</b>  (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-12</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。  (保安基準第 49 条第 1 項関係)  (2) (略)  <b>8-116-2～8-116-4</b> (略)  <b>8-117～8-125</b> (略)    <b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b>  <b>9-1～9-2</b> (略)</p>	<p><b>8-67 配光可変型前照灯</b>  <b>8-67-1～8-67-2</b> (略)  <b>8-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b>  (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)  ① <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</u>  ② <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</u>  ③～⑧ (略)  ⑨ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。  ただし、⑧ただし書に該当する場合は、この限りでない。  ⑩～⑪ (略)  ⑫ 配光可変型前照灯は、8-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。  この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。  ⑬～⑭ (略)  (図) (略)  (2) (略)  <b>8-67-4</b> (略)  <b>8-68～8-115</b> (略)    <b>8-116 緊急自動車</b>  <b>8-116-1 装備要件</b>  (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び <u>9-14</u> (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。  (保安基準第 49 条第 1 項関係)  (2) (略)  <b>8-116-2～8-116-4</b> (略)  <b>8-117～8-125</b> (略)    <b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b>  <b>9-1～9-2</b> (略)</p>

新

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）

（保安基準第12条第1項、細目告示第93条第7項、第171条第7項関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であって車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態に限る。以下9-3において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

①～③（略）

- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、「1.96N/kg以上」とみなす。

(ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合

(イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

(a) 主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車

(b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、「20%以上」とみなす。

旧

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）

（保安基準第12条第1項、細目告示第93条第7項、第171条第7項関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であって車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態に限る。以下9-3において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

①～③（略）

- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

（新設）

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(イ) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

（新設）

新	旧								
<p><u>(ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合</u></p> <p><u>(イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合</u></p> <p><u>(a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車</u></p> <p><u>(b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</u></p> <p>⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの</p> <p>ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。</p> <p>イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>9-4~9-7 (略)</b></p> <p><b>9-8 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）</b> (保安基準第 32 条第 2, <u>5, 8</u> 項、細目告示第 42 条第 2, <u>3, 6, 8</u> 項、第 120 条第 2, <u>3, 6, 9, 11</u> 項、第 198 条第 2, <u>3, 6, 9, 11</u> 項関係)</p> <p>(1) 自動車に備える前照灯は、灯光の明るさ等に関し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、(2) に規定する自動車の状態で前照灯を計測したときに、(3) に規定する要件を満たし、かつ、前照灯のレンズ面に、損傷、著しい汚損、緩み、がたがないものは、これらの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 走行用前照灯及びずれ違い用前照灯</u></p> <table border="1" data-bbox="259 1123 1104 1254"> <tr> <td>対象</td> <td>・自動車</td> </tr> <tr> <td>除外</td> <td>・<u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ・被牽引自動車 ・<u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u></td> </tr> </table> <p>ア 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p>	対象	・自動車	除外	・ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ・被牽引自動車 ・ <u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u>	<p>(2) (略)</p> <p><b>9-4~9-7 (略)</b></p> <p><b>9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b> (保安基準第 32 条第 2 項、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 120 条第 2 項、第 198 条第 2 項関係)</p> <p>(1) <u>次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 1123 2085 1254"> <tr> <td>対象</td> <td>・自動車</td> </tr> <tr> <td>除外</td> <td>・被牽引自動車</td> </tr> </table> <p>① <u>走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）</u>は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p>	対象	・自動車	除外	・被牽引自動車
対象	・自動車								
除外	・ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ・被牽引自動車 ・ <u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u>								
対象	・自動車								
除外	・被牽引自動車								

新	旧				
<p><u>イ</u> 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。</p> <p><u>ウ</u> 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p><u>エ</u> すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p><u>② 配光可変型前照灯</u></p> <table border="1" data-bbox="259 1129 1099 1289"> <tr> <td data-bbox="259 1129 376 1165">対象</td> <td data-bbox="376 1129 1099 1165"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1165 376 1289">除外</td> <td data-bbox="376 1165 1099 1289"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側車付二輪自動車</li> <li>・三輪自動車</li> <li>・大型特殊自動車</li> <li>・被牽引自動車</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><u>ア</u> 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、夜間に走行用ビームを照射した<u>ときに</u>、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害</p>	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</li> </ul>	除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側車付二輪自動車</li> <li>・三輪自動車</li> <li>・大型特殊自動車</li> <li>・被牽引自動車</li> </ul>	<p><u>この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）※9-8（1）②から移動</u></p> <p><u>②</u> 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。 <u>この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>（新設）※9-9（1）①から移動</u></p> <p><u>①</u> すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 <u>この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）※9-10（1）①から移動</u></p> <p><u>①</u> 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した<u>場合において</u>、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</li> </ul>				
除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側車付二輪自動車</li> <li>・三輪自動車</li> <li>・大型特殊自動車</li> <li>・被牽引自動車</li> </ul>				

新	旧				
<p>物を確認できる性能を有すること。</p> <p><u>イ 走行用ビームを発することのできる</u>配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際照射する灯火ユニットの総最大光度が430,000cdを超えていないこと。</p> <p><u>ウ 走行用ビームを発することのできる</u>配光可変型前照灯は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p><u>エ 配光可変型前照灯の</u>すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>【適用関係の整理】</b>  ◇昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、「100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあっては、50m)」とあるのは「50m(軽自動車、最高速度25km/h未満の自動車に備えるもの)にあっては、15m)」と、「40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあっては、15m)」とあるのは「15mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度25km/h未満の自動車に備えるものでその光源が25W以下のものにあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。」とそれぞれ読み替えることができる。</p>	<p>の障害物を確認できる性能を有する<u>ものである</u>こと。</p> <p><b>(新設) ※7-67-3 (1) ①②から移動</b></p> <p>① <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するもの</u>は、走行用ビームを発する<u>場合</u>に照射する灯火ユニットの総最大光度が430,000cdを超えていないこと。</p> <p>② <u>配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するもの</u>は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p><b>(新設) ※9-10 (1) ②から移動</b></p> <p>② <u>すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</u>  <u>この場合において、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 756 2085 979"> <tr> <td data-bbox="1240 756 1361 884">対象</td> <td data-bbox="1361 756 2085 884"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車</li> <li>・9-8(1)ただし書の自動車</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 884 1361 979">除外</td> <td data-bbox="1361 884 2085 979"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高速度20km/h未満の自動車</li> <li>・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>【適用関係の整理】</b>  ◇昭和35年9月30日以前に製作された自動車に<u>あっては</u>、「<u>夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、50m)」を「夜間にその前方50m(軽自動車、最高速度25km/h未満の自動車にあっては、15m)」と読み替えることができる。</u></p>	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車</li> <li>・9-8(1)ただし書の自動車</li> </ul>	除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高速度20km/h未満の自動車</li> <li>・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車</li> <li>・9-8(1)ただし書の自動車</li> </ul>				
除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高速度20km/h未満の自動車</li> <li>・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車</li> </ul>				

新	旧				
<p>◇昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、「最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるもの」にあつては、50m」とあるのは「大型特殊自動車に備えるもの」にあつては、50m」と読み替えることができる。</p> <p>◇昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、「40m」とあるのは「30m」と読み替えることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>◇昭和38年10月14日以前に製作された自動車にあつては、「(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、50m)」を「(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあつては、50m)」と読み替えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>◇平成10年8月31日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1279 469 2069 596"> <tr> <td>対象</td> <td>・自動車</td> </tr> <tr> <td>除外</td> <td>・最高速度20km/h未満の自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車</td> </tr> </table> <p>◇令和2年9月30日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8(1)ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。</p>	対象	・自動車	除外	・最高速度20km/h未満の自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車
対象	・自動車				
除外	・最高速度20km/h未満の自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車				
<p>(2) 自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。</p> <p>① 直進姿勢</p> <p>② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>③ 原動機が作動している状態</p> <p>④ 前照灯試験機の受光部と計測する前照灯(配光可変型前照灯の場合は灯火ユニット)を正対させた状態</p> <p>⑤ 前照灯の計測に影響する灯火器が点灯している場合には、その灯火器の照明部を遮蔽した状態</p> <p>⑥ 配光可変型前照灯を備えた自動車にあつては、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態</p> <p>(3) 自動車の種類に応じた計測区分及び計測値の判定は次のとおりとする。</p> <p>① 「走行用前照灯」の計測</p> <table border="1" data-bbox="259 1259 1104 1414"> <tr> <td>対象</td> <td>・平成10年8月31日以前に製作された自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された側車付二輪自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運</td> </tr> </table>	対象	・平成10年8月31日以前に製作された自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された側車付二輪自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運	<p>ア 計測の条件</p> <p>(7) 直進姿勢</p> <p>(4) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>(9) 原動機が作動している状態</p> <p>(5) 前照灯試験機(走行用)の受光部と走行用前照灯を正対させた状態</p> <p>(6) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</p> <p>(新設) ※9-10(1)②ア(オ)から移動</p> <p>(オ)前照灯試験機の受光部とすれ違い用ビームを發する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態</p> <p>(新設) ※9-8(1)①から移動</p> <table border="1" data-bbox="1256 1259 2069 1414"> <tr> <td>対象</td> <td>・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方</td> </tr> </table>	対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方
対象	・平成10年8月31日以前に製作された自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された側車付二輪自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運				
対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方				

新		旧													
	輸局長の指定するもの		運輸局長の指定するもの												
除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>②又は③の計測をする自動車</li> <li>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</li> <li>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</li> <li>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</li> </ul>	除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</li> <li>9-8 (1) ただし書の自動車</li> <li>最高速度 20km/h 未満の自動車</li> <li>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</li> </ul>												
<p>注 1: 設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間、 「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車」とあるのは「二輪 自動車」と、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車」 とあるのは「側車付二輪自動車」とそれぞれ読み替える。</p> <p>〔計測値の判定〕 走行用前照灯（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のもの）にあつては主走 行用ビーム）を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、 前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。</p>		<p>イ 計測値の判定 (7) 自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行用ビーム） は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲 内及び光度以上であること。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>最高光度点の位置</th> <th>最高光度点における光度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下段以外の自動車</td> <td>「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上</li> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上）</li> <li>走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度	下段以外の自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	<ul style="list-style-type: none"> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上</li> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上）</li> <li>走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>最高光度点の範囲</th> <th>最高光度点における光度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。</td> <td>           次に掲げる光度以上であつて、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。</li> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であつてもよい。</li> <li>四灯式のものにあつては、主走行用ビームの光度が 1 灯</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度	自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であつて、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。</li> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であつてもよい。</li> <li>四灯式のものにあつては、主走行用ビームの光度が 1 灯</li> </ul>
自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度													
下段以外の自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	<ul style="list-style-type: none"> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上</li> <li>すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上）</li> <li>走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行</li> </ul>													
対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度													
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であつて、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。</li> <li>四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であつてもよい。</li> <li>四灯式のものにあつては、主走行用ビームの光度が 1 灯</li> </ul>													

新			旧		
		用ビーム 1 灯につき 12,000cd 以上 <u>(12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上)</u>			につき 12,000cd 以上、 <u>又は他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であること。</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</li> <li>・ <u>昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された大型特殊自動車</u></li> </ul>	<u>「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内</u>	1 灯につき 10,000cd 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車</li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</li> </ul>	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲 <u>にあること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1 灯につき 10,000cd 以上であること。</u></li> </ul>
<u>(削除)</u>					
<u>(削除)</u>					② <u>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</u> <u>この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。</u>
			対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>9-8 (1) ただし書の自動車</u></li> </ul>	
			除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u></li> </ul>	

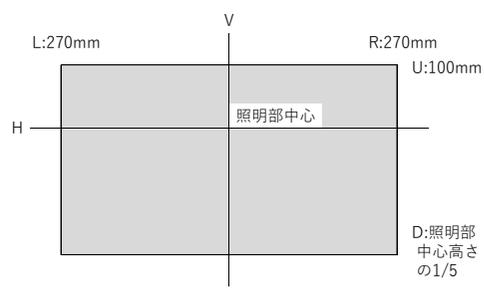
新

旧

(削除)

(削除)

〈参考図〉 判定エリア



(削除)

(削除)

【適用関係の整理】

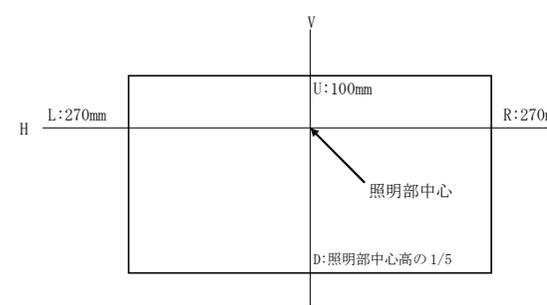
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

対象	最高光度点の範囲
自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</li> <li>・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</li> </ul>	走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲にあること。

(参考図) 走行用前照灯の判定値



9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項、第 120 条第 6 項、第 198 条第 6 項関係）

(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8 (1) の規定の適用を受けた自動車であって、9-8 (1) ①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準

新	旧								
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>② エルボー点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測</u></p> <table border="1" data-bbox="259 592 1104 879"> <tr> <td data-bbox="259 592 376 655">対象</td> <td data-bbox="376 592 1104 655"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車</u></li> <li>・ <u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 655 376 879">除外</td> <td data-bbox="376 655 1104 879"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>①又は③の計測をする自動車</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p><u>(削除)</u></p>	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車</u></li> <li>・ <u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u></li> </ul>	除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>①又は③の計測をする自動車</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul>	<p><u>に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u></p> <p><u>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</u></p> <p><u>この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 592 2085 879"> <tr> <td data-bbox="1240 592 1357 655">対象</td> <td data-bbox="1357 592 2085 655"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自動車</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 655 1357 879">除外</td> <td data-bbox="1357 655 2085 879"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p><u>【適用関係の整理】</u></p> <p><u>◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</u></p> <p><u>ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。</u></p> <p><u>◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読替え、①後段の規定は適用しないことができる。</u></p> <p><u>◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。</u></p>	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自動車</u></li> </ul>	除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車</u></li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車</u></li> <li>・ <u>7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</u></li> </ul>								
除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>①又は③の計測をする自動車</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・ <u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul>								
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自動車</u></li> </ul>								
除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・ <u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・ <u>すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車</u></li> </ul>								

新		旧	
(削除)		<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">◇平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、①後段の規定は適用しないことができる。</p>	
<p><u>〔計測値の判定〕</u>  <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯又は配光可変型前照灯のすれ違い用ビームを計測したとき、エルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。</u></p>		<p>ア 計測の条件  <u>(ア) 直進姿勢</u>  <u>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</u>  <u>(ウ) 原動機が作動している状態</u>  <u>(エ) 前照灯試験機(すれ違い用)の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態</u>  <u>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</u></p> <p>イ 計測値の判定  <u>(ア) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯(カットオフラインを有するものに限る。)のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>	
自動車の種類	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度	光度
下段以外の自動車	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内 <u>(自動計測式前照灯試験機を用いて計測する場合にあつては、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°</u>	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上 <u>(自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 6,400cd に満たない場合にあつては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあ</u>	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、 <u>下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面</u> が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水</u>
対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度	光度
自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、 <u>下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の直線に囲まれた範囲内にあること。</u> <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</u>	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、 <u>下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面</u> が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水</u>	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、 <u>下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面</u> が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水</u>

新		旧								
	<p>[260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあることでもよい。)</p>	<p>つては下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上)</p>	<p>カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内であればよい。 ※ [ ] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。 ※ [ ] 内は前方 10m の位置における値</p>						
			<p>(参考図) カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【照明部の中心の高さが 1m 以下の場合】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【照明部の中心の高さが 1m 超の場合】</p> </div> </div>							
			<p>(イ) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯 (カットオフラインを有するものに限る。) のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>エルボ一点又はカットオフラインの位置</th> <th>光度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>二輪自動車</li> <li>側車付二輪自動車</li> </ul> </td> <td>           エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86°         </td> <td>           エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「す         </td> </tr> </tbody> </table>		対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪自動車</li> <li>側車付二輪自動車</li> </ul>	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86°	エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「す
対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度								
<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪自動車</li> <li>側車付二輪自動車</li> </ul>	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86°	エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「す								
<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪自動車</li> <li>側車付二輪自動車</li> </ul>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エルボ一点を有する構造のもの</li> </ul> <p>は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の</p>								

新		旧			
	<p>0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内</p> <p>・カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内</p>	<p>照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上</p> <p><u>(自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあつては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上)</u></p> <p>・エルボ一点を有しない構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上</p> <p><u>(自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあつては、「すれ違い用前照灯</u></p>		<p>[150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。</p> <p>カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。<u>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボ一点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>※ [ ] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>れ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</u></p> <p>・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満</u></p>

新		旧	
		<p>の照明部の中心を含む水平面」より下方0.53° [90mm] 及び下方1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00° [180mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd以上)</p>	<p>たすが、光度が3,200cd未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.53° [90mm] 及び下方1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd以上であればよい。</p> <p>※ [ ] 内は前方10mの位置における値</p>
<p>・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 (それぞれ設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に受検するものに限る。)</p>	<p>カットオフラインの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内</p>	<p>すれ違い用前照灯の最高光度点における光度は、1灯につき5,000cd以上(5,000cdに満たない場合にあつては、走行用前照灯の最高光度点における光度が1灯につき15,000cd以上)</p>	<p>※9-9 (1) ②イ (イ) (ウ) から移動</p> <p>(イ) すれ違い用前照灯をスクリーン (試験機に附属のものを含む。)、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。</p> <p>(ウ) ①イ (イ) 又は①イ (ウ) に規定する位置 (当該位置を指定できない場合には、最高光度点) における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。</p> <p>この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。</p> <p>a 9-8により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの</p>
<p>注1: 表中の [ ] 内の数値は、前方10mの位置における値を示す。</p> <p>注2: 配光可変型前照灯については、「すれ違い用前照灯の照明部」とあるのは「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部」と読み替える。</p>			

新

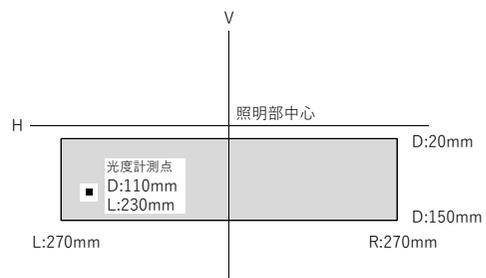
旧

〈参考図〉 判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外）

（新設）

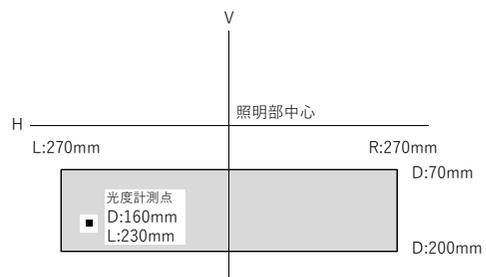
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル以下

（新設）



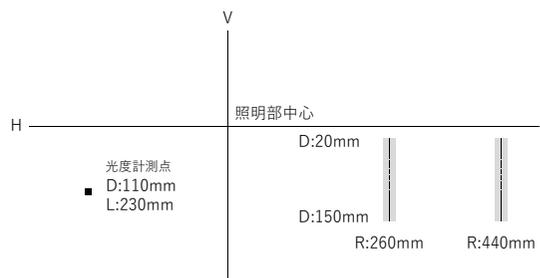
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル超え

（新設）



カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル以下

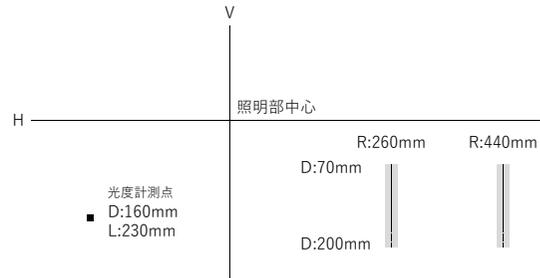
（新設）



新

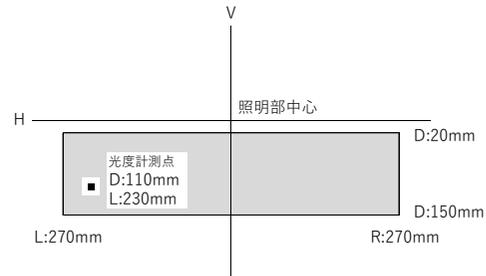
旧

カットオフライン判定、照明部中心高さ1メートル超え

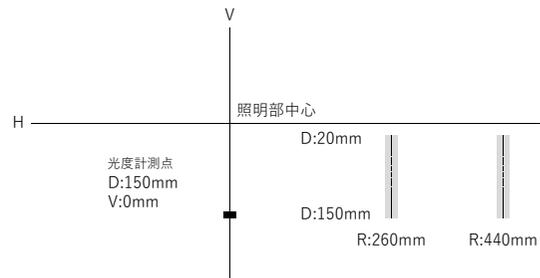


〈参考図〉 判定エリア (二輪自動車及び側車付二輪自動車)

エルボー点判定



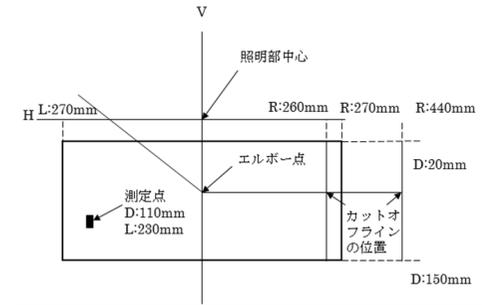
カットオフライン判定



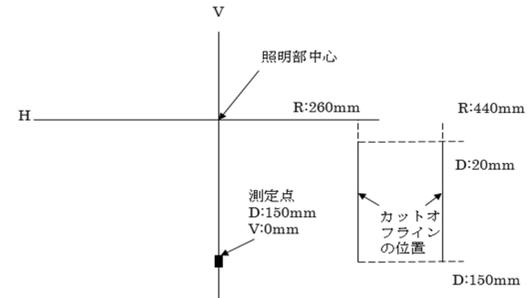
(新設)

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値

【エルボー点有りの場合 (二輪自動車及び側車付二輪自動車)】



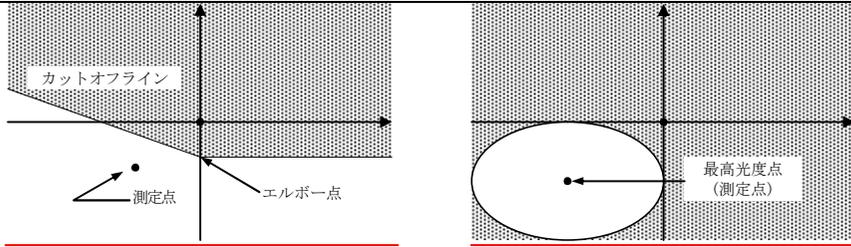
【カットオフライン (エルボー点有りを除く。) の場合 (二輪自動車及び側車付二輪自動車)】



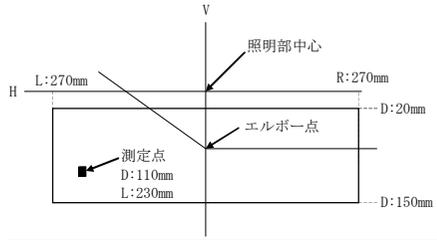
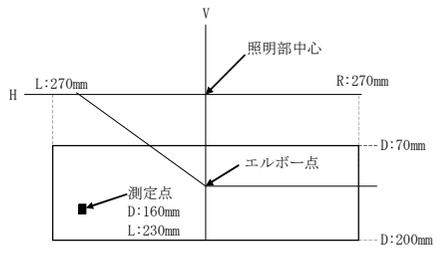
新		旧				
<p>③ <u>最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測</u></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>対象</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車</u></li> <li>・<u>指定自動車等以外の自動車</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><u>除外</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>①又は②の計測をする自動車</u></li> <li>・<u>二輪自動車</u></li> <li>・<u>側車付二輪自動車</u></li> <li>・<u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・<u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul> </td> </tr> </table>		<u>対象</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車</u></li> <li>・<u>指定自動車等以外の自動車</u></li> </ul>	<u>除外</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>①又は②の計測をする自動車</u></li> <li>・<u>二輪自動車</u></li> <li>・<u>側車付二輪自動車</u></li> <li>・<u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・<u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p>
<u>対象</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車</u></li> <li>・<u>指定自動車等以外の自動車</u></li> </ul>					
<u>除外</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>①又は②の計測をする自動車</u></li> <li>・<u>二輪自動車</u></li> <li>・<u>側車付二輪自動車</u></li> <li>・<u>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車</u></li> <li>・<u>除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u></li> <li>・<u>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車</u></li> </ul>					
<p><u>[計測値の判定]</u></p> <p>すれ違い用前照灯を計測したとき、<u>最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上</u>であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"><u>最高光度点の位置</u></th> <th style="width: 50%;"><u>最高光度点における光度</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内</u></li> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内</u></li> </ul> </td> <td> <p>1 灯につき 6,400cd 以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>		<u>最高光度点の位置</u>	<u>最高光度点における光度</u>	<p><u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内</u></li> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内</u></li> </ul>	<p>1 灯につき 6,400cd 以上</p>	<p><u>(ウ) カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすもの</u>であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。</u></li> <li>b <u>最高光度点における光度は、1 灯につき 6,400cd 以上であること。</u></li> </ul>
<u>最高光度点の位置</u>	<u>最高光度点における光度</u>					
<p><u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内</u></li> <li>・<u>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内</u></li> </ul>	<p>1 灯につき 6,400cd 以上</p>					



新	旧
<u>(削除)</u>	<p><u>② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測（前照灯試験機（走行用）を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）</u></p> <p><u>(ア) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボ一点が①イ（ア）に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>(イ) ①イ（ア）に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合は、最高光度点）における光度が、1灯につき、6,400cd以上であること。</u></p> <p><u>イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる（ア）又は（イ）及び（ウ）の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）</u></p> <p><u>(ア) 走行用前照灯が9-8に適合するもの。</u></p> <p><u>(イ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。</u></p> <p><u>(ウ) ①イ（イ）又は①イ（ウ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合は、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。</u></p> <p><u>この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。</u></p> <p><u>a 9-8により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）</u></p> <p><u>(ア) 最高光度点が、①イ（ウ）に規定する位置にあること。</u></p> <p><u>(イ) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例</u></p> <p><u>カットオフラインを有するもの      カットオフラインを有していないもの</u></p>

新	旧
<p><u>(4) 保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b>  <u>(保安基準第32条第8項、細目告示第42条第8項、第120条第9項、第198条第9項関係)</u></p> <p><u>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</u></p> <p><u>② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</u></p> <p><u>この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 計測の条件</u></p> <p><u>(ア) 直進姿勢</u></p> <p><u>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</u></p> <p><u>(ウ) 原動機が作動している状態</u></p> <p><u>(エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態</u></p> <p><u>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態</u></p> <p><u>イ 計測値の判定</u></p>

新	旧							
<u>(削除)</u>	<u>(ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯(すれ違い用)のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。</u>							
<u>(削除)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 282 1368 344">対象</th> <th data-bbox="1368 282 1727 344">エルボ一点又はカットオフラインの位置</th> <th data-bbox="1727 282 2092 344">光度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 344 1368 1441"><u>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u></td> <td data-bbox="1368 344 1727 1441"><u>エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及び下方1.16° [200mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55° [270mm]の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方1.50° [260mm]及び右方2.50° [440mm]の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及</u></td> <td data-bbox="1727 344 2092 1441"><u>「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.90° [160mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30° [230mm]の鉛直面が交わる位置において、1灯につき6,400cd以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が6,400cd未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° [50mm]及び下方0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.57° [100mm]及び下方1.23° [220mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° [50mm]及び左方2.30° [400mm]の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき6,400cd以上であればよい。</u></td> </tr> </tbody> </table>		対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度	<u>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>	<u>エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及び下方1.16° [200mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55° [270mm]の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方1.50° [260mm]及び右方2.50° [440mm]の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及</u>	<u>「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.90° [160mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30° [230mm]の鉛直面が交わる位置において、1灯につき6,400cd以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が6,400cd未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° [50mm]及び下方0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.57° [100mm]及び下方1.23° [220mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° [50mm]及び左方2.30° [400mm]の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき6,400cd以上であればよい。</u>
対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度						
<u>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>	<u>エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及び下方1.16° [200mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55° [270mm]の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方1.50° [260mm]及び右方2.50° [440mm]の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm]及び下方0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.41° [70mm]及</u>	<u>「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.90° [160mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30° [230mm]の鉛直面が交わる位置において、1灯につき6,400cd以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が6,400cd未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° [50mm]及び下方0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方0.57° [100mm]及び下方1.23° [220mm])の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° [50mm]及び左方2.30° [400mm]の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき6,400cd以上であればよい。</u>						

新	旧							
(削除)		<p>び下方 1.16° [200mm] の平面に挟まれた範囲内であればよい。 ※ [ ] 内は前方 10m の位置における値</p>						
(削除)		<p>(参考図) すれ違い用ビームの判定値</p> <p>【照明部の中心の高さが 1 m 以下の場合】</p>  <p>【照明部の中心の高さが 1 m 超の場合】</p> 						
(削除)		<p>(イ) 二輪自動車に備える配光可変型前照灯 (すれ違い用) のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。</p>						
(削除)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 1094 1368 1158">対象</th> <th data-bbox="1368 1094 1727 1158">エルボ一点又はカットオフラインの位置</th> <th data-bbox="1727 1094 2098 1158">光度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 1158 1368 1436">二輪自動車</td> <td data-bbox="1368 1158 1727 1436">カットオフラインと「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含</td> <td data-bbox="1727 1158 2098 1436">・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心</td> </tr> </tbody> </table>	対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度	二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含	・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心
対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度						
二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含	・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心						

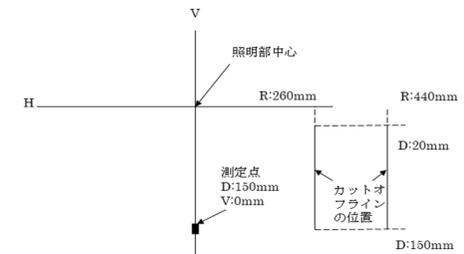
新	旧		
		<p><u>む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。</u>  <u>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボ一点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</u>  <u>エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内であればよい。</u>  <u>※ [ ] 内は前方 10m の位置における値</u></p>	<p><u>線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</u>  <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未満たなる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</u>  <u>・エルボ一点を有するすれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</u>  <u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの</u></p>

新	旧	
		<p>位置で計測した光度が3,200cd未滿となる場合に限り、「すれ違い用ビームの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° [50mm] 及び下方0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用ビームの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° [50mm] 及び左方2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※ [ ] 内は前方10mの位置における値</p>

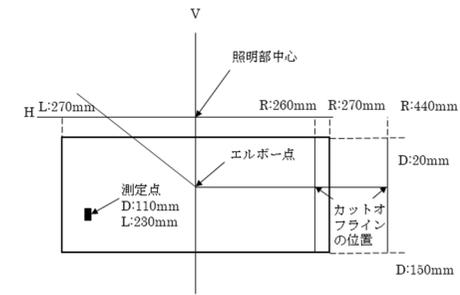
(削除)

(参考図) 二輪自動車のすれ違い用ビームの判定値

【カットオフライン（エルボー点有りを除く。）の場合（二輪自動車）】

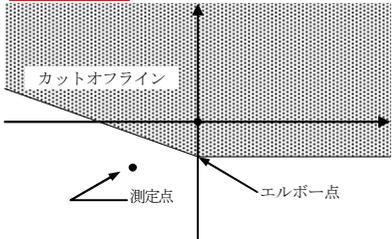


【エルボー点有りの場合（二輪自動車）】



(削除)

③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合に

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>あ</u>っては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて②ア（エ）にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p><u>ア</u> 二輪自動車以外の自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。</p> <p><u>(ア)</u> すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。</p> <p><u>(イ)</u> ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p><u>(参考図)</u> スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例</p>
<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p> <p>9-9～9-13 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p>	<p><u>イ</u> 二輪自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる (ア) 又は (イ) 及び (ウ) の要件を満たすもの。</p> <p><u>(ア)</u> 走行用ビームが9-8に適合するもの。（この場合において、9-8中「走行用前照灯」を「走行用ビーム」と読み替えるものとする。以下、③イにおいて同じ。）</p> <p><u>(イ)</u> すれ違い用ビームをスクリーン（試験機に附属のものを含む）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。</p> <p><u>(ウ)</u> ②イ (イ) に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。 この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。</p> <p><u>a</u> 9-8により計測した際に、走行用ビームの最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの</p> <p>9-11～9-15 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p>

新	旧
<b>別表 1～別表 9</b> (略) <b>様式 1～様式 15</b> (略) <b>別添 1～別添 16</b> (略)	<b>別表 1～別表 9</b> (略) <b>様式 1～様式 15</b> (略) <b>別添 1～別添 16</b> (略)

附則 (令和 6 年 6 月 27 日規程第 2 号)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。